

お客様各位

全宅住宅ローン株式会社

アプラス・マイホームプラン(パッケージ型)の資金使途拡大について

平素から全宅住宅ローン「フラット 35」をご利用いただきまして厚く御礼申し上げます。

平成 24 年 4 月 2 日より、全宅住宅ローン「フラット 35」融資における「足らず前資金」と「フラット 35」では利用できない「諸費用」及び、「リフォーム費用」を借入希望の申込人様へ提携住宅ローン、アプラス・マイホームプラン(パッケージ型)を、ご紹介しておりますが、同商品の資金使途が拡大されましたので、下記の通りご案内申し上げます。

今後とも、全宅住宅ローン「フラット 35」をご利用いただきますようお願い申し上げます。

記

アプラス・マイホームプラン(パッケージ型)の資金使途が以下の通りに拡大されました。

変更前

住宅(新築・中古を問わず、マンションも含む)に関わる住宅購入資金又は建築資金、および住宅購入又は建築資金に必要な諸費用※

※ ①全宅住宅ローン「フラット 35」の融資手数料、②全宅「つなぎ融資」の融資手数料・金利、③全宅住宅ローンで加入する火災(地震)保険料、④全宅住宅ローンを通じて支払う「フラット 35」団信初年度特約料、⑤不動産仲介手数料、⑥登記費用、⑦全宅住宅ローン融資の金銭消費貸借契約証書の印紙代、売買契約書・請負契約書の印紙代、⑧検査費用(適合証明、建築確認)、⑨修繕積立基金、⑩固定資産税の初年度精算金、⑪リフォーム費用(中古物件購入時のリフォーム資金)、に限定

* ⑪については、ご融資金額の上限を 200 万円となります。

* ⑪については、「足らず前資金」融資と「諸費用」融資の金銭消費貸借契約証書とはべつに「リフォーム費用」融資のみで金銭消費貸借契約証書を締結することになり

⑪については、工事完了が全宅住宅ローン「フラット 35」の融資実行日から 3 カ月以内となります

変更後

住宅(新築・中古を問わず、マンションも含む)に関わる住宅購入資金又は建築資金、および住宅購入又は建築資金に必要な諸費用※

※ ①～⑩については変更ございません。

⑪リフォーム費用(新築・中古を問わず物件購入時のリフォーム資金)、に利用可能。

* ⑪については、ご融資金額の上限を 200 万円となります。

* ⑪については、「足らず前資金」融資と「諸費用」融資の金銭消費貸借契約証書とはべつに「リフォーム費用」融資のみで金銭消費貸借契約証書を締結することになります。

* ⑪については、工事完了が全宅住宅ローン「フラット 35」の融資実行日から 3 カ月以内となります。

* ⑪については、工事完了後の融資実行となります。

運用適用日 : 2012 年 6 月 20 日以降のアプラス・マイホームプラン(パッケージ型)申込分より。

お問い合わせ先 : アプラス・マイホームプラン(パッケージ型)商品概要についてのお問い合わせは、(株)アプラス・個人ファイナンスセンター TEL 03-5229-3653 までお願いします。

以上